

議案第133号

さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市食品衛生法施行条例（平成14年さいたま市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(自動販売機を利用して行う営業以外の営業の衛生管理の基準) 第4条 [略] 2 [略] 3 法第52条第3項の規定により、 <u>市長が別に定める食品のみを製造し、調理し、又は販売することを条件として付された</u> 営業者の営業（飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業に限る。）に係る管理運営の基準は、前2項の規定にかかわらず、規則で定める。	(自動販売機を利用して行う営業以外の営業の衛生管理の基準) 第4条 [略] 2 [略] 3 法第52条第3項の規定による条件として、 <u>特定の食品（総菜及び調理パンを除く。）のみを製造し、調理し、又は販売することを付された</u> 営業者の営業（飲食店営業、喫茶店営業及び菓子製造業に限る。）に係る管理運営の基準は、前2項の規定にかかわらず、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。